

**地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」といいます。）は、令和6年度の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が地方独立行政法人法施行令第7条第2号に規定する金額以上となったため、地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）第35条第1項の規定に基づき、令和7年度の法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限ります。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があります。また、法第36条の規定に基づき、当該会計監査人は法人の設立団体の長（吹田市長（以下「市長」といいます。））が選任する必要があるため、本市が公募型プロポーザル方式により会計監査人となる候補者を選定するものです。

2 会計監査人業務の概要

（1）業務名

地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務

（2）業務の内容

法第35条第1項の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書についての監査の実施並びに会計監査報告の作成

（3）発注者及び監査対象機関

地方独立行政法人市立吹田市民病院 吹田市岸部新町5番7号

3 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第38条の規定に基づき、選任の日以後、最初に終了する事業年度（令和7年度）の財務諸表に係る法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとします。ただし、令和8年度及び令和9年度についても法第35条第1項の規定による会計監査人の監査が必要となった場合、法第39条の規定により解任され、若しくは本募集要項の「5 応募資格要件」を満たさなくなったなど、特段の事情がない限り、再度選任する方針とします。

4 監査契約の提案限度額（消費税額及び地方消費税額を含まない）

9,090,000円

（報酬、交通費、事務費、通信費等全ての経費を含む）

5 応募資格要件

応募者は、次の応募資格要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 公認会計士又は監査法人であり、法第 37 条第 3 項各号、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかの規定に該当する者でないこと。
- (3) 法人にあつては法人税及び消費税に、個人にあつては所得税及び消費税に未納がないこと。
- (4) 吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 会計監査人の業務の対象となる会計年度の法人の会計に関与していないこと。

6 応募資格確認基準日

本実施要領の「5 応募資格要件」の確認基準日は、提案書等の提出日とします。

提案書等の提出から法人との契約締結までの期間に、同資格要件を満たさなくなった場合は、失格とします。

7 公募・選定スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和 7 年 7 月 7 日（月） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時（必着） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 7 年 7 月 22 日（火）までに公表 |
| (4) 応募意思表明書の受付期限 | 令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時（必着） |
| (5) 提案書等の受付期限 | 令和 7 年 8 月 8 日（金）正午（必着） |
| (6) プレゼンテーション | 令和 7 年 8 月 20 日（水） |
| (7) 選定結果の通知 | 令和 7 年 8 月 29 日（金） |

8 質問及び回答

本プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、次のとおり質問票（様式 3）を提出してください。

- (1) 提出書類

質問票（様式3）

（2）質問受付期限

令和7年7月14日（月）午後5時（必着）

（3）提出方法

電子メールにより提出してください。

（4）提出先

吹田市健康医療部健康まちづくり室（p 8の19問合せ先・提出先を参照）

※提出後、必ず健康まちづくり室 総務グループに電話連絡をしてください。

（5）質問への回答

令和7年7月22日（火）までに、本市ホームページ上で公表します。

（6）その他注意事項

ア 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者の名称等は公表しません。

イ 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。

ウ 本市からの質問に対する回答の公表をもって、本実施要領の補完、追加又は修正とします。

エ 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

9 応募意思表明書等の提出

（1）提出書類

ア 応募意思表明書（様式1）

イ 提案者の概要（様式2）

なお、様式に定められた箇所を除き、社名や商標など応募者を特定できるものを表示しないでください。

（2）提出期日

令和7年7月28日（月）午後5時（必着）

（3）提出先

吹田市健康医療部健康まちづくり室（p 8の19問合せ先・提出先を参照）

（4）提出部数

各1部

（5）提出方法

持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、事前に本市に電話し、提出日及び提出時間について調整の上、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「吹田市民病院会計監査業務 応募意思表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達記録の確認が可能な方法で送付してください。

10 提案書等の提出

「地方独立行政法人市立吹田市民病院会計監査業務提案書等作成要領」（別添 1）に基づき、次のとおり提出してください。

なお、様式に定められた箇所を除き、社名や商標など応募者を特定できるものを表示しないでください。

（１）提出書類

次のアからカの順に並べて、フラットファイル等に左綴じすること。

全体の目次をつけるとともに、「イ 業務実績（様式 5）」を 1 ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。様式 4 に記載の提出書類の番号と名称（例えば「1 業務実績」）を各様式の 1 ページ目にインデックスで貼り付けること。また、フラットファイル等の表紙及び背表紙に「市立吹田市民病院会計監査業務に係る提案書等」を記入すること。

ア 提案書【表紙】（様式 4）

イ 業務実績（様式 5）

ウ 企画提案書（様式自由）

エ 監査責任者の概要（様式 6）

オ 監査補助者の業務従事歴（様式 7）

カ 見積書（様式 8）、内訳書（様式自由）

（２）提出期日

令和 7 年 8 月 8 日（金）正午（必着）

（３）提出先

吹田市健康医療部健康まちづくり室（p 8 の 19 問合せ先・提出先を参照）

（４）提出部数

各 10 部

（５）提出方法

持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、事前に本市に電話し、提出日及び提出時間について調整の上、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「吹田市民病院会計監査業務 提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達記録の確認が可能な方法で送付してください。

11 プレゼンテーションの実施

提案に対する説明を受けるため、提案書等の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。

(1) 実施日時

令和7年8月20日（水）の本市が指定する時間（午後を予定）

※実施時間及び実施場所については、後日、個別に通知します。

(2) 時間

各応募者 30 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

(3) その他

ア プレゼンテーションへの出席は、各応募者3名までとし、必ず従事予定者が出席してください。

イ 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につける等、応募者が特定できる行為は控えてください。

ウ 「評価項目及び配点（別添3）」に示す評価の視点に留意してプレゼンテーションを実施してください。

エ プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行い、当該提案書の内容を逸脱しないでください。新たな資料の使用は認めません。

12 審査・選定方法

「地方独立行政法人市立吹田市民病院に係る会計監査人候補者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、「評価項目及び配点（別添3）」に示す項目、評価の視点及び配点等に基づいた提案内容の評価・審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定します。

(1) 優先交渉権者及び次点者の選定方法

ア 選定会議の各委員が評価点（評価項目及び配点に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、優先交渉権者及び次点者を決定します。

イ 1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった応募者について、2位と順位付けした委員数が多い応募者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった応募者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい応募者を上位として決定します。

ウ いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の協議により決定します。

エ なお、「評価項目及び配点（別添3）」の評価項目「監査実施計画等」（「取組内容」の「16 市立吹田市民病院の会計監査人として特に提案する監査業務

の内容や工夫する内容」を除く)について、60点満点中、30点に満たない評価点を付けた委員が過半数の場合は、優先交渉権者及び次点者に選定しません。

(2) 審査基準

「評価項目及び配点」(別添3)に従って評価及び審査を行います。

13 審査結果

(1) 審査結果の通知

令和7年8月29日(金)に電子メールにより通知し、その後書面による通知を行います。なお、次項に規定する措置を除き、審査結果に対する問合せ並びに異議等について応じることは一切できません。

(2) 優先交渉権者に選定されなかった者に対する措置

選定の結果、優先交渉権者として選定されなかった応募者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面により、本市に説明を求めることができます。

本市は、説明を求められたときは、応募者が説明を求めた日の翌日から起算して14日以内に、書面により回答します。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(3) 審査結果の公表

法人との監査契約締結後、審査結果について、以下のとおり公表します。

ア 優先交渉権者名、提案金額及び評価点

イ 全応募者の名称(申込順)

※応募者が2者の場合は公表しません。

ウ 全応募者の各委員の評価点及び順位付け

※1位と順位付けした委員数の順に順位付けの上、公表します。

※選定事業者以外は匿名とします。

エ 評価項目、評価の視点及び配点

オ 選定会議委員の補職等

カ 選定会議の会議録の概要

キ その他必要な事項

14 応募者が1者又はない場合

(1) 応募者が1者以上であれば、本プロポーザルは実施することとします。

(2) 応募者がない場合、本プロポーザルは取りやめとします。再公募等については、選定会議において検討を行うものとします。

15 会計監査人の選任と契約の締結

審査の結果、優先交渉権者となった者について、法第 36 条の規定に基づき、法人の会計監査人に選任します。選任された会計監査人は、本要領に記載された条件等を基本とし、本要領に定めのない事項について法人と協議の上、速やかに監査契約を締結するものとします。

ただし、法人と監査契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が本実施要領「5 応募資格要件」を満たさなくなった場合や事故等の特別な理由により、監査契約の締結に至らなかった場合は、次点者を会計監査人として選任します。

16 失格事由

次のいずれかに該当する者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 選定会議の委員に、直接、間接を問わず故意に接触を求め、又は行った者
- (3) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った者
- (4) 選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した者
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者
- (6) 提案書等の提出期限に遅れた者
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの開始時刻に遅刻した者

17 応募の辞退

応募意思表明書の提出以降に、本プロポーザルへの応募を辞退する場合は、次のとおり応募辞退届を提出してください。

(1) 提出書類

応募辞退届（様式 9）

(2) 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、事前に本市に電話し、提出日及び提出時間について調整の上、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に持参してください。

18 その他

- (1) 応募及び提案に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、応募者に返却しません。
- (3) 提出された書類の差替えは認めません。
- (4) 本提案に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例等に基づ

き、提出書類を公開することがあります。

- (5) 提出された書類は、本提案以外の目的で応募者に無断で使用しません。
- (6) 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがあります。
- (7) 同じ応募者が複数の提案を行うことはできません。
- (8) 本提案に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。
- (9) 本市が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (10) 天災地変等の不可抗力による場合又は本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告若しくは通知した事項を変更し、本プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。

なお、この場合において、応募者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

19 問合せ先・提出先

〒564-0072 吹田市出口町 19－3

吹田市 健康医療部 健康まちづくり室 総務グループ

電 話 06-6384-2614

メール ken_machi@city.suita.osaka.jp